

## 横浜市地域まちづくり事業助成金交付要領運用細則

制 定 平成20年9月18日 都地ま第1222号（局長決裁）  
最近改正 令和8年4月1日 都地ま第235号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この運用細則は、横浜市地域まちづくり支援制度要綱（以下「支援制度要綱」という。）第22条に定める地域まちづくり事業への助成金の交付に関し、横浜市地域まちづくり事業助成金交付要領（以下「交付要領」という。）第5条第1項に定める運用細則として、審査委員会、審査の手続き及び審査基準その他必要な事項を定めるものとする。

（審査委員会）

第2条 交付要領第5条第1項に基づき、地域まちづくり事業助成金交付審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、交付要領第4条第2項に基づく交付申請書の助成金額が8万円以上の場合に実施し、その委員（以下「審査委員」という。）の構成は、次の表のとおりとする。ただし、80万円未満の場合は、表の区分（イ）に掲げる委員により構成するものとする。

委員	区分
都市整備局地域まちづくり部長	（ア）
企画部長	（ア）
都市整備局地域まちづくり課長	（イ）
地域まちづくり課担当課長	（イ）
防災まちづくり推進課長	（イ）
企画課長	（イ）
都心事業調整課長	（イ）
当該地域の区役所区政推進課長	（イ）
（当該事業に関係する場合）当該地域の区土木事務所副所長	（イ）
（当該事業に関係する場合）区局の関係課長	（イ）

3 審査委員会に審査委員長を置くものとし、審査委員長は、都市整備局地域まちづくり部長とする。ただし、表の区分（イ）に掲げる委員により構成する場合は、都市整備局地域まちづくり課長又は地域まちづくり課担当課長が、審査委員長の職務を代理する。

4 審査委員長は会務を総理し、審査委員会の会議の議長となる。

5 審査委員会の会議は、審査委員長が招集する。

6 審査委員会は、委員長が必ず出席することとし、委員長を除く審査委員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、表の区分（イ）に掲げる委員により構成する場合は、職務代理者が必ず出席することとし、職務代理者を除く審査委員

の過半数の出席がなければ開催することができない。

7 会議の議事は、申請者の所管課長を除く出席した審査委員の過半数で決するところによる。

8 審査委員長は、審査委員会において必要があると認めるときは、関係職員又は申請者等の出席を求め、説明を聴くことができる。

(審査)

第3条 審査委員会は、交付要領第4条第2項に基づく交付申請書の内容について、助成金対象事業としての可否、助成事業の助成率の適否その他必要な事項を審査するものとする。

2 市長は、前項の審査委員会における審査に関し、あらかじめ、申請者である地域まちづくり活動団体と助成率の設定について事前協議を行うものとする。

3 審査委員会は、第1項の審査の結果を推進委員会に報告するものとする。

4 審査委員会は、前項の報告に意見を附することができるものとする。

5 市長は、審査委員会の決定に基づき、速やかに助成の可否及びその内容を決定するものとする。

(審査基準)

第4条 審査は、次に掲げる基準に基づき審査を行うものとする。

(1) 地域まちづくりプランの目的又は地域まちづくり組織の活動の目的及び年間の活動計画に合致していること。

(2) 様々な上位計画及び地域まちづくりプランと適合していること。

(3) 申請者が事業実施者として適格であること。

(4) 公共性が高い事業内容であること。

(5) 地権者、管理者等の同意又は了承が得られているなど、実行可能な事業であること。

(6) 他の助成金により明らかに対応できるものでないこと。

(7) 事業による成果物が一定年数使えること。

(8) 地域ニーズを踏まえており、歴史的、空間的に重要である又は価値ある事業であること。

(9) 費用対効果が高いこと。

(10) その他市長が特に必要と認める要件に合致すること。

(委任)

第5条 この運用細則に定めるもののほか、審査委員会の運営に必要な事項は、審査委員長が定めるものとする。

附 則 (制定 平成20年9月18日 都地ま第1222号、局長決裁)

(施行期日)

1 この運用細則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (改正 平成24年3月20日 都地ま第1830号、局長決裁)

(施行期日)

1 この運用細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (改正 平成25年6月28日 都地ま第666号、局長決裁)

(施行期日)

1 この運用細則は、平成 25 年 6 月 28 日から施行する。

(施行期日)

1 この運用細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、同日以降の申請に係る助成金の手続きから適用する。

(施行期日)

1 この運用細則は、令和 3 年 10 月 8 日から施行し、同日以降の申請に係る助成金の手続きから適用する。

(施行期日)

1 この運用細則は、令和 5 年 10 月 27 日から施行し、同日以降の申請に係る助成金の手続きから適用する。

(施行期日)

1 この運用細則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、同日以降の申請に係る助成金の手続きから適用する。